

## 市民環境常任委員会会議記録（概要）

平成23年9月5日（月）

開 会 午前9時00分

末吉委員長

請願第6号に関して、現地視察を行なうこととしてよろしいか。

（委員了承）

休 憩 午前9時13分

（ 休憩中に請願第6号の審査のために、現地調査を行なう）

再 開 午前11時00分

**【議 事】**

議案第58号 ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例制定について

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

岡田委員 今回の条例制定にあたり、市民への周知はどのように行なったのか。

大館みどり自然課主幹 4月末から、5月初めにかけてパブリックコメントの募集を行いました。そこで10件程のご意見をいただきましたが、それらにつきましても反映したところでございます。また5月初めには市民説明会を実施し、本条例の骨子につきましてご説明をいたしました。

岡田委員 農地をみどりと定義しているが、農業委員会では議題になっていないと聞いた。問題はないか。

大館主幹 庁内の連絡につきましては、3月初めに各課調整を実施しておりまして、3月の終わりには農業委員会を含む各課に、本件に対する意見照会ということで、文書を送付しました。

岡田委員 各課というのは市役所内部で議論したということで、農業委員や農業者の方にヒアリング等を実施したのか。

大館主幹 その部分につきましては、行なっておりません。

小林委員 資料によると、パブリックコメントの募集期間中に市民説明会を実施しているようだが、このへんの順序がどうなのかと思う。説明会が先ではないのか。

大館主幹 素案の段階でパブリックコメントにかけることについて政策会議での決定等もあり、スケジュール的にも厳しかったところですが、事務局といたしましては、最善をつくし、パブリックコメント期間中の早い時期に説明会を開催したものでございます。

小林委員 パブリックコメント手続きは、説明会が終わった後の日程での実施という議論はなかったのか。

大館主幹 パブリックコメントとしては、今回の条例とみどりの基本計画とともに実施しておりまして、策定検討委員会日程等の関係からも難しかったということでございます。

小林委員	パブリックコメントで意見書が4通寄せられたとあり、提出者は市民3名と1団体とのことだが、団体とはどこなのか。
大館主幹	公益財団法人トトロのふるさと基金でございます。
松本委員	この条例の前の条例は、緑化推進条例と理解しているが、これには罰則規定があったか。
大館主幹	罰則規定はございません。
松本委員	この条例には里山保全地区は詳しく記述されていて、また、緑化重点地区についても触れているが、みどりの基本計画の策定段階で、公共施設や学校などの緑化については記述が薄く、条例としてはアンバランスな気がするかどうか。
大館主幹	第21条で、公共施設のガイドライン作成を義務付けております。これらのガイドラインを基に緑化重点地区の中にある公共施設や、もしくは地域の緑化推進計画の中で、公共施設の緑化を図っていきたいと考えております。

岡田委員

市街化区域の緑化については、どう考えているのか。

大館主幹

市街化区域の緑化ということでは、基本計画の中で緑化重点地区を設けております。これは駅前等で緑化が足りないような地域で、なるべく多くの施策を実施しようとする意味がございます。また、地域緑化推進計画の認定制度を第24条に設けておりまして、地域の方々自らが緑化をしたいというものを、認定する制度として支援する規定も設けているところでございます。

岡田委員

里山の保全については、網を掛けることによって資産価値が下がる場合があるが、今回の条例手続きに対して訴訟がなされることのないか、また、議会の議決責任はどうか。

大館主幹

里山保全地域につきましては、今まで樹林のみを対象として保全してきたものを、もう少し幅広くということで、第10条第1項の第1号から第5号に掲げておりますような、緑と一体となって自然環境を形成しているようなところを保全できるような制度としております。手続き上は、市長に里山保全地域の案の作成を義務付けておりますので、この段階で地権者や農家の方々のご意見を十分に吸

い上げながら、里山保全地域案の作成をすることになります。その後、計画案につきましては、利害関係者としまして、地権者等の方が意見を提出できるような規定としており、提出された意見をみどりの審議会で審議するというような幾重にもご意見が反映できますような措置を講じているところでございます。なお、当該地域の指定につきましては議会要件にはなっておりません。

並木環境クリ  
ーン部次長

補足いたしますが、緑地の指定における土地の評価につきましては、あくまでも個々の土地取引の問題でありますので、指定する際には検討の対象とはしておりません。また、訴訟についても想定しておりません。

岡田委員

網を掛けた土地に相続が発生した場合などは、市が買い取りとかを行なうのか。

大館主幹

届出制度である里山保全地域の指定の中では、買い取り制度は盛り込んでおりません。仮に、里山保全地域の中で、相続等が発生した場合には、現在実施しております、緑地の買い取り事業がございますので、これらの中で検討していくことになるかと考えております。

荒川委員

第10条の保全地域の指定ということだが、以前、三富新田やくぬぎ山周辺の保全地域の網掛けについて、県がリーダーシップを発揮して実施していた経緯があるが、結局まとまらなかった。そこには、結局それぞれの地権者の資産運用の問題があったようだ。この条例は、一部反対があっても強引に網掛けしてしまうようなものなのか。

大館主幹

里山保全地域の指定を行なう場合には、市長が案を作成しなければならない形になっております。これにつきましては、市民の方々に十分なお説明をいたしまして、意見の尊重をしました上で縦覧を行ないたいと考えておりまして、指定されては困るという地権者の方を含めて運用するということではございません。

小林委員

里山保全地域の指定の関係で、本会議での議案質疑の中で、面積要件について、約3ヘクタール必要とみているとの答弁があったが、3ヘクタールの根拠はなにか。

大館主幹

現在、同様な制度で、埼玉県で景観地の指定がございまして、こちらにつきましても法令上は面積要件がございません。ただ、県は

この運用の中で5ヘクタールと規定しておりまして、それよりも小さな規模で、指定をしていきたいということで、3ヘクタールが適切かと考えているところでございます。

小林委員

指定された以後も所有者が管理するということが、税制の優遇措置などがあるのか。

大館主幹

地権者への支援といたしましては、現在、奨励金という形で、平米あたり5円から30円の間で、状況に応じて交付をしております。これに加えて、保険制度の適用でありますとか、管理に必要な道具の貸出等、今後具体的な支援措置を検討してまいります。

関谷みどり自然課長

補足いたしますが、税の軽減措置につきましては、特に規定を設けておりません。なお、山林を所有されている方からの最近のご相談内容といたしましては、先代が亡くなられて管理が難しい、管理ができないというものが数件寄せられており、その支援策といたしまして今回の保全管理協定に関する規定も盛り込んだところでございます。

入沢委員

第19条、20条には、必要な施策を講じるとあるが、金銭的な



支援ではなく、資材などマンパワー的なところだとの説明があったが、予算を付けて支援を行なうことを否定することではなく、予算を付けて、今後、必要な施策を講じる可能性もあるのか。

大館主幹

予算化が必要になるものもあるかとは考えております。

岡田委員

緑地の買い取り事業を使うとの答弁があったが、財源はあるのか。

関谷課長

今のところは一般財源も考えておりますが、そのほか基金もございいますのでその活用につきましても考えていく必要があると思っております。

荒川委員

保全地域に指定されたエリアの中で、やむを得ず家を建てなければならない状況になった場合、上位法では可能だが、この条例ではふさわしくないという形になると思うが、そういうケースは考えられるか。

大館主幹

農業を営むのに必要な小屋等の新築などにつきましては、第11条第5項第1号の規定に基づきまして、届出の適用除外行為として、規則で定めることとしているほか、本指定におきましては届出制度

としておりますことから、農家分家等の居宅につきましては、特に認めないということにはならないものと考えております。

村上委員

「守り育てるべきふるさと所沢のみどり」とは、誰にとってのみどりなのか。

並木次長

基本的には市民の皆様のみどりであって、良好な都市環境を築くためのみどりと考えております。

村上委員

良好なる都市環境の形成のためのみどりを守るということは、農地ははずれてよいか。

並木次長

農地につきましては、基本的には良好な都市環境の形成、特に自然条件が豊かな場所ですとか、樹林地に囲まれてその農地も含めて一体の自然が保全されている、あるいは、都市の中に生産緑地等でオープンスペースとして利用価値のあるみどりの場所などは、この農地の中でしっかりと保全していく必要があると思っております。

村上委員

農家者にとっての農地は、入らなくていいだろうときいている。農家にとってのみどりは客観的なものではなく、生きるための糧と

してその農地があるわけで、農地法の縛りもあるのだから、この条例の対象から外していいのではないかという議論はなかったのか。

大館主幹

そのような側面もあるかと考えております。一方、良好な都市環境の形成のためのみどりもあろうかと思いますので、みどりの基本計画の中では、農業基盤としての整備、農地の保全もうたっており、農地法や農業振興地域の整備に関する法律などの関係法令に基づいて農地を保全するといった内容を記述しております。他方、本条例におきましては、市街化農地や介在農地における活用を都市のオープンスペースや良好な自然環境の維持の観点から考えており、それらを区分するのも難しいということもあり、今回の文案となっているものでございます。

村上委員

基本計画の中には適正なる農地の保全は入っている。それは農家の農地を適正に守っていくかについては、農地法の関連で動いているわけで、ふるさと所沢のみどりという観点からすると、そこに違いがあるはずなのだが、違いはないという判断か。

大館主幹

定義でも、農地を限定している訳ではございませんので、全体を指していると思っておりますが、主にこの条例の中で取り扱ってい

きたい内容としますと、上山口の菩提木や八幡湿地付近で水田を耕作しているところがございますが、こういった樹林に囲まれた農地につきまして、自然環境と一体となって保全していくような施策が考えられるのではと思っております。

村上委員

この条例で取り扱う農地と、条例の定義のみどりの中に含まれる農地の概念にかい離がある。これについては、明確に分けておく必要があると思うが、どう考えるか。

大館主幹

農地には両方の側面があるかと考えております。

中村環境クリーン部長

先ほど次長から、この条例は市民のものであるとお答えいたしました。農家の方も市民ということで、一緒でございます。市民と農家の方が分かれてしまうということはないと考えております。同じ市民の方のいろいろなみどりを守っていくという趣旨をご理解いただきたいと思います。定義の中のみどりにつきましては、全てが入ると考えます。主幹からの説明は、みどりの保全の施策の部分を述べております。農地法で守られている農地につきましては、そのまま問題はないと考えます。農地が一部なのかというご質疑につきましての答えは、全部でございます。ただし、環境クリーン部とし

て守っていく施策といたしましては、樹林地と一体となった介在農地などを指定していくということで、一般的な農地全体へのアプローチではないということで、ご理解いただければと思います。また、話は戻りますが、里山保全地域の指定にあたりましての補償の問題や、議決責任についての質疑がございましたが、許可制ではなく届出制ということでございますので、強制的な抑止力を持つものではありません。都市緑地法の中では、特別保全地域の指定というものがございまして、こちらは許可制になっておりますので厳しい制限がかかっております。したがって当然、損失補償や税の減免制度もございまして、市の里山保全地域の指定につきましては、緩やかな指定となっておりますので、損失補償や税の減免は行なっていないという状況でございます。

村上委員

上位法は、都市緑地法である。都市緑地法のみどりの定義に農地が入っていないのはどういう趣旨なのか。

中村部長

都市緑地法が上位であるとか、この条例が下位であるということではございません。都市緑地法で守るべき農地は限定的でございます。ある程度、きつく規制していくこととなります。この条例では、いろいろなものを含めながらみどりの対象とさせていただいて、

それぞれの手法を使いながら、守っていこうというものでございます。

村上委員

基礎自治体として、みどりをどう守っていくのかという話になった時に、農地の取り扱いをどのようにして考えていくのかは、おそらく微妙であると思う。それはなぜかという、農家の方の財産権の問題に係わる話だからである。まさに、現場の基礎自治体のみどりをどう守るかという条例を作る際には、特段の配慮をもって農家の方々のご意見を聴き、調整しながら作っていくものだと思う。網を掛けることによって、確実に制限はされるわけなので、農家の方々のご意見がこの条例の中にどれだけ組み入れられているのか、反映されているのかということであり、このへんを丁寧に行なうべきであろうと考えている。話を戻すが、農業委員会との間で、この条例についての具体的な意見交換は行なわれたのか。

大館主幹

文書をもちまして、意見聴取を行ないましたが、特段の意見はいただいております。

岡田委員

農業委員会事務局への確認ではないのか。農業委員会の議題には上がっていないと聞いている。

大館主幹

そのとおりでございます。

村上委員

農業委員会に意見を聞いたという話ではなく、条例を作るにあたって、農業委員会と議論があったのかどうか。また、良好なる都市環境の形成ということなら、街づくり計画部との議論がなされた上で、この条例が出てきたものなのか。条例ができたから意見を言ってくれではなく、農家にとっての農地というものが、みどりとして扱って良いのかどうか。制限という問題と保全という問題と農家の方の権利の問題を、丁寧に議論して、できた条例なのか。

大館主幹

みどりの基本計画の策定につきまして、農業協同組合からも委員のご出席をいただきまして、農地に対するご意見をいくつかいただいております。それらのご意見を踏まえまして、農地の保全につきましても記述をさせていただいております。

松本委員

農業委員会で議論したかしないかは大事なことだが、この計画を作る段階で、8件か9件里山保全予定地の計画が記載されているが、これを推進することは理解している。ただ、市民にはまだ今回の里山保全の計画があまり浸透していないのではないかという考えを持

っている。この段階での条例制定は、あまりにも性急すぎないか。

大館主幹

条例につきましては、平成24年4月1日施行ということで、周知期間を十分にとっております。指定にあたりましては、地権者の方や周辺住民の方々に十分な説明をまいります。

関谷課長

その他にも新たな制度ができておりますので、ご説明のためのパンフレット等を作成し、紹介してまいりたいと考えております。

村上委員

基本計画の中では、農地の取り扱いについては分けて記述してある。農地の保全については生産機能を高め、農地の有する公益的な価値を高めていくとあるが、この生産機能をどうやって高めていくのかという、まさに農地を守るという、農地法の関係が原則になっている。この計画を読めば、しっかりと農地は守られていくということ、農家の方は安心されると思う。それが、具体的に所沢のみどりとして農地をどう守っていくかということが書き込まれたのが、この条例である。この条例の中には、農家の方々への配慮というものができてこない気がしている。今後の所沢市の農地について、みどりという観点でどうしていったらいいか、という議論が農業委員会や農業協同組合、あるいは農家の方との間であったのか。



大館主幹

農地につきましては、みどりの行政分野から踏み込んで記載することは難しいのが実情でございますが、みどり全体の保全を各種の法令の規定によりまして守っていくということを、第21条の多様な保全手法で記載しているところでございます。更に、第18条の農地の保全及び活用では、良好な都市環境を図るためと目的性をうたっており、ご指摘のような、経営基盤としての農地の保全とは別の観点から規定しているところでございます。

中村部長

農業委員会や農業協同組合と話をしたのかというご指摘でございますが、直接にはしていないということでございます。基本的な考えといたしまして、対立する考え方であるならば、当然、調整や相手方の考え方を十分聴いて反映させるということでございますが、今回の農地の関係につきましては、基本計画や条例でもみどりは守っていく、農地は保全していくということで、考え方は同じでございます。したがって、特段の問題はないと考えております。また、里山保全地域の指定によりまして、委員ご指摘のとおり、ある程度の制限がかかるわけでございますので、農地だけではなく山林や他の地目においても同様の問題ではないかと考えております。また、里山保全地域の指定は緩い指定でございますし、指定の際には、

所有者等の意向を十分に勘案した中での指定を行なってまいります。今回は条例のみをお示ししておりますが、今後は運用指針のような基本的な考え方を作成していく必要があると思っております。

小林委員

第21条の多様な保全手法についてだが、この手法についてはいろいろあるかと思う。ふるさと景観地に指定していくとかが考えられるが、他にどのようなものがあるか。パブリックコメントでも意見が寄せられたのか。

大館主幹

法律規定には借地制度になっている市民緑地や、土地所有者の方と結ぶ管理協定等の制度がございます。パブリックコメント時の意見につきましては、買い取りという文言を付け加えてもらいたいというご意見がございましたが、例示する制度に限定するものと受け止められかねないものと判断し、全ての例示を削除し、本文案としたものでございます。

小林委員

買い取りも含まれると理解して良いのか。

大館主幹

買い取りにつきましては、従来から緑地の公有地化事業がございますので、効率的な運用に努めつつ、実施して参りたいと考えてお

ります。

秋田委員

この条例を作るにあたって、参考にした他市の事例はあるのか。

大館委員

川崎市、名古屋市、札幌市などいくつかございます。

秋田委員

それらの市で、制定後、何らかの問題が発生した事例などを追跡しているか。

大館主幹

とくに問題が生じているとは聞いておりません。

荒川委員

この条例を見て、農家の方が心配するのは、農地は保全したいが、開発などの場面が出てきた場合に、現在も規制が厳しいとの指摘があるのに、この条例でさらに厳しくなるようなことではないか。

大館主幹

農地の開発に係る問題につきましては、都市基盤や農地保全の観点から、都市計画部局や農政部局など関係所管と調整の上、総合的に判断すべきものと考えております。当該条項の努力規定のみをもって、全ての開発行為を制限するものではないと考えております。

村上委員

この条例自体の保全地域の縛りは、それほど強くはないので、この条例が運用されていって、特に問題が出るようなものとは思っていない。ただ、守るべきみどりということ、誰のためのみどりかと言ったときに、農家の方たちを逆なでするようなことになってはいけないと思う。だから、丁寧な議論があったのかということになる。例えば第18条が意図しているのは、あくまで良好な都市環境の維持を図るために、農地を保全していくということで、これは、オープンスペースなどを指していると思うが、基本計画にある、農地の適正な保全というものは、別にきちんと書き込んでおくという検討はなかったのか。

大館主幹

農地につきましては、委員ご指摘のとおりのも面もあると認識しております。あくまでも今回のみどりに関する条例につきましては、第1条の目的の中で、みどり豊かで良好な都市環境の形成を図って、市民の健康で快適な生活の確保という内容としておりまして、農業基盤の整備もしくは、農業基盤自体の確保といった全体の観点から規定したものではありません。

村上委員

みどりの定義の中に農地を入れなくても良いのではないかと思うのだがどうか。

大館主幹

農地自体、両側面をもっていると考えておりまして、みどりの保全といった内容と、農家の方々の農業基盤という面もあるかと思えます。そういった農地の両側面をどこかに限って記述することは難しいものと考えております。

入沢委員

農地に網掛けをすると捉える方がいると思う。前もっての予測はできなかったのか。

大館主幹

そこまでの勘案はできませんでしたが、農政部局との協議の中では、農地を守るという観点、農政課も農業委員会も同じであって、特に問題を感じるところではないというご意見でございました。

**【質疑終結】**

休 憩 午前 11時59分

再 開 午後 1時00分

休 憩 午後 1時01分

( 休憩中に協議会を開催した )

再 開 午後 1時12分

## 【意見】

岡田委員

みどりを守り育てるという趣旨には、大いに賛同いたします。できましたら、市街地の街路樹や学校等の公共施設のみどりがさらに増える条例にさせていただきたいと考えます。そして今回は、農地をみどりと定義することで、個人の財産に制限を加えることにもなります。地権者の農業者や団体をはじめ、広く市民に時間をかけて、条例の趣旨説明、ご意見をお聴きし、再検討することを求めて継続を主張いたします。

荒川委員

農家の農地の権利制限という話も言われておりますが、この条例は、そういうことではないということがわかりました。むしろ、保全をしていきたいという農家の方の意思を尊重する、そして、支援しようという意味では、前向きな条例だと思っております。よって、賛成の意見といたします。

秋田委員

議案第58条に対しまして賛成の立場から意見を申し上げます。みどりの保全に関しては、第5次総合計画の将来都市像でも、所沢発みどりと笑顔あふれる自立都市としており、本市のみどりの積極的な保全が必要となっています。この中で、提案された本条例は里山保全地域や緑化重点地区計画などの多くの制度が積極的に盛り込

まれており、本市のみどりの保全を大いに進めるものと考えます。

また、農地の保全に関しては、執行部からの説明がありましたけれども、農家の方々のご負担にならないようにその意見の反映を十分に行なえるよう、説明があった農地の保全施策の対象農地や里山保全地域に関する案の作成時において、地権者の意向や反映などについて、本条例の運用指針を作成しそこに明示するよう考え、賛成いたします。

入沢委員

民主ネットリベラルの会を代表したしまして、賛成の意見を申し上げます。今回のこの条例は、ふるさと所沢のみどりの保全、そうした緑化に対する市民の皆様方の希望というのは、非常に多いということとは認識しております。ただ、農業従事者の方に対しての周知という意味では、いささか不十分な部分があったと思いますので、今後は、こうした環境整備をする条例を制定する際には、農業関係者の方にきちんと周知をしていただきたいと思います。

亀山委員

公明党を代表して意見を申し上げます。本日の審査の中で本条例案については基本的に理解いたしました。ただ、第2条のみどりの定義の中に農地が含まれており、農家者の財産権にも影響を与えかねない懸念があります。本日の審査の中では、今後策定される要綱、

運用指針の中に、この懸念がどのように担保されていくか等については十分な議論ができなかったと考えます。よって、この条例が農家者を含めた所沢市民のための条例として運用されるよう、更なる審議を重ねる必要があると考えます。よってこの議案については継続を主張いたします。

**【意見終結】**

**【採 決】**

末吉委員長

議案第58号については、継続審査を求める意見がありますので、まず、継続審査についてお諮りします。

議案第58号について、継続審査すべきものと賛成の委員の挙手を求めます。

可否同数であります。よって、所沢市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本案に対する可否を採決いたします。

委員長は、議案第58号については、委員長裁決により、継続審査しないことと決する。

議案第58号については、挙手多数により可決すべきものと決する。



議案第69号 所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について

【補足説明】

中村環境クリーン部長

議案質疑の中で矢作議員から質問があり、答えられなかった部分がありましたので、今回回答いたします。原動機付自転車のリサイクルの関係で、指定引取場所について、資格要件があるのかということと、なぜ市内に1箇所だけなのかということですが、資格要件につきましては特にありません。なぜ市内に1箇所だけなのかですが、二輪車リサイクルシステムの回収拠点については、全国190箇所を二輪車のメーカー等が指定引取場所として設定したということです。新規に指定引取場所を設定すると効率的ではないため、現在の家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）に基づく指定引取場所の中から選んだということで、埼玉県では家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）に基づく指定引取場所が11箇所ありますが、このうち6箇所をバイクの指定引取場所として指定しており、本市では(株)木下フレンドの1箇所があたっているということです。

【質 疑】

村上委員

リサイクルしようと思った市民は、具体的にどのようにすればよいのか。

梅崎資源循環 推進課主幹	廃車の手続き後、指定引取場所あるいは廃棄二輪車取扱店に持ち込んでいただくという流れになります。その後、指定引取場所から処理再資源化施設に持ち込みリサイクルを行なうという流れになります。
村上委員	自分で廃車届出をした場合は、自分で(株)木下フレンドに持っているのか。
梅崎主幹	ご自分で廃棄二輪車取扱店または指定引取場所に持ち込むことになるかと思えます。
村上委員	受け入れ先は、(株)木下フレンドだけなのか。
梅崎主幹	指定引取場所は市内に1箇所、(株)木下フレンドのみです。廃棄二輪車取扱店は市内に24箇所あり、そちらに持ち込むこともできます。
村上委員	不法投棄の懸念については、どのように考えているか。
梅崎主幹	広報やホームページ等により、このリサイクルシステムの周知を図

っていきたいと思います。

**【質疑終結】**

**【意見】** なし

**【採決】**

議案第69号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第70号 所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例  
の一部を改正する条例制定について

【補足説明】 なし

【質 疑】 なし

【意 見】 なし

【採 決】

議案第70号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第55号 平成23年度所沢市一般会計補正予算(第3号)

(環境クリーン部所管部分)

【補足説明】 なし

【質 疑】

入沢委員

公的な部署からの要望があったときに放射線量を測定できるということだが、民間の幼稚園や保育園の保護者から測定の要望があった場合、どのような対応をとるのか。

大澤環境対策  
課長

保育課等を通して依頼や要請があった場合は、実施したいと考えています。

入沢委員

砂遊びをする子どもたちは、どうしても砂を口に入れてしまうことが考えられると思う。この測定器では空間測定しかできないかと思うが、今後地表の測定をする考えはあるか。

大澤課長

現時点では土壌の測定をする予定はありません。

荒川委員

機器を購入するに当たって、資料等を調べたかと思うが、空間線量だけではなく給食の食材や土壌を測る機器もあると思う。どのくらいの金額で販売しているのか。

大澤課長

調べた結果、1,000万円から2,000万円です。場合によっては、建物も造らなければならないということを聞いています。

荒川委員

これまで業者に委託して測定し、ほとんど放射線量は基準値以内であるが、基準を超えて高濃度の結果が出た場合には、除去することを前提としてやっているということによいか。年間1ミリシーベルトまでと国際機関で言われているが、それを超えた場合でも、国から方針が出るのを待っているのか。

大澤課長

どのように対処すべきか、国等の意見を聞く必要があります。除染といってもいろいろなやり方があり、また取ったものをどうするか、そこまで確認しなければならないと思っています。すぐにこうするということまでは、今のところ判断しかねます。

小林委員

現在、委託により3キロメートル単位で公共施設10箇所を2週間ごとに測定しているが、それは継続して実施していくということによいか。

大澤課長

機器を購入してからも、当面の間は継続していく予定です。

小林委員

市民に貸し出したり、それができなければ要望した人に来てもらって、要望のあったところを測定したりすることは考えているのか。

大澤課長

1台ということもあり、今までやってきた測定の継続が主な目的で、また緊急時でもすぐに測定できるという意味合いで購入を予定していますので、貸出は現在のところ考えていません。市民から要望があった場合についても、原則としては公的なところからの要望に基づいて実施するという事を考えています。

小林委員

市民にとってはどこの管轄かというのはわからない。環境対策課に直接連絡がいくこともあると思うが、そういう場合は答えていくことは考えられるか。

大澤課長

基本的には、例えば公園には公園の管理者がいるので、そちらの方からの要望により、必要な場合、可能な限りやっていきたいと思えます。

小林委員

市民にとっては公園の管理者はわからないこともある。直接、環境対策課に直接連絡がいった場合、それを受けないのか。公園課に行っ

て要望を出したら受けるということになるのか。

大澤課長

原則としてはそのように考えています。

中村部長

補足ですが、測定器の購入の理由は、原則として現在委託で行なっている市内10箇所をきちんと当面の間は2週間ごとに測定するというのが目的です。ただ、せっかく購入するので、測定器は効果的に利用していかなければいけない部分もあります。特に、一番不安なのは小さなお子さんをお持ちのお母さんだと思いますので、保育園や幼稚園、学校や公園等を、管理者から依頼がありましたら測定しますし、環境対策課に来たらこちらから公園課の所管に働きかけていきたいと思えます。基本的には、今まで利用されている施設については、不安を取り除いていきたいというのがあります。ただ、機器が1台で、職員も限られていますので、すべての要請にすぐに応えるのは難しく、優先順位をつけながらやっていきたいと思えます。

村上委員

一番の課題は、委託していった方がよいのかという費用対効果の問題だと思うが、現在委託でどのくらい費用がかかっているのか。

大澤課長

1回、10地点の測定で、10万円程度です。



**【質疑終結】**

**【意見・採決保留】**

休 憩 午後 1 時 3 5 分

( 説明員交代 )

再 開 午後 1 時 3 8 分

議案第71号 所沢市民文化センターの指定管理者の指定について

て

【補足説明】 なし

【質 疑】

入沢委員

資料によると、文化振興事業団は公益法人として認定を受ける準備をしているということだが、その後の進捗状況を伺いたい。

能登市民経済  
部長

評議会、理事会でも公益法人化については了承されており、平成25年4月を目標に準備を進めているところです。

入沢委員

所沢市民文化センターに関しては非公募であるが、将来的に公募にする蓋然性はあるのか。

本田課長

文化振興事業団は所沢市民文化センターの受託をするということで設立された団体であり、運営状況等を第三者評価により客観的な評価をした結果をふまえ、非公募という結論を選定委員会で出したものです。今後については、非公募のままということではありませんが、現状では公募への移行は考えておりません。

入沢委員

今回の評価は80点に満たず、決して高いとはいえない数字が出て

いる。今後、公益法人化して公募となった場合、評価によっては文化振興事業団が選定から漏れてしまうこともありえるのか。

能登部長

今回も非公募で選定したわけですが、非公募と決まった後も、これまでの運営内容や評価項目に従いまして審査はしたわけです。審査によって及第点でなければ公募なり直営なりという選択になったわけです。それと同じようなことは考えられます。

岡田委員

委託費の出演料等が1億5,800万円となっているが、このうち自主事業60公演の予算を伺いたい。

能登部長

平成22年度の決算ベースですが、自主文化事業費支出は2億7,059万7,248円になっております。

岡田委員

観客動員率を伺いたい。

本田課長

入場率になりますが、71.9パーセントとなっております。

岡田委員

そのうち、自主事業が土曜、日曜、休日を優先的に押さえた日数と割合を伺いたい。

本田課長

自主事業で押さえているのが、祝日を含めると58日です。これは、施設全体のコマ数で考えると12.5パーセントです。土曜・日曜・祝日の合計は116日で、施設が大ホール、中ホール、小ホール、展示室がありますので、116日に4施設を乗じて、先ほどの58日の割合を出すと12.5パーセントとなります。

岡田委員

市外へのチラシ配布数と金額を伺いたい。

本田課長

チラシを月刊誌と捉えると、200万部のうち市内が60万部、市外は約140万部です。

岡田委員

市民優先枠が始まったかと思うが、市民優先枠に応募した団体数と優先された数を伺いたい。

本田課長

毎月1日の抽選に参加したのは年間94団体ですが、これは必ずしも優先枠にこだわらず応募した団体数という捉え方です。そのうち優先枠を利用したのが42団体です。

岡田委員

資料に「事業を実施する場合は、事前に市に事業計画書を提出し、

承認を得ること」とあるが、1億円近い赤字があるので、今後金額に則らなくても、動員数が少なかったり市外にチラシを配布したりする必要はないのではないかという事業は、断ることは可能なのか。

本田課長

市民文化センターでもデータを積み重ねた上で自主事業を行なっています。自主事業は採算だけで実施するものではないのですが、バランスをとって実施していることを市でも確認しています。

岡田委員

指導はできないということか。

本田課長

仮に、あまりにも違うのではないかとこの事業については、こちらでも指導いたします。

村上委員

提案委託料に赤字補填分も入っているのか。

本田課長

委託料については、管理運営の部分の費用を出しています。自主事業の費用は、市民文化センターの施設利用料やチケット代から支出しています。

村上委員

一般管理費の支出は収入から払っているのではないか。

本田課長

ただ、収入の中には、市からの委託料のほか、施設利用料やチケットの販売料などがあり、委託料については館の管理運営費等に当たる費用を支払っています。

村上委員

赤字補填分は、全体の収入の中から別の科目で出ているのか。

本田課長

昨年までの会計では、特別会計と一般会計があり、特別会計の中で自主事業を行なっております。今年から、公益法人化に向けて会計を一本化しています。一本の会計の中で自主事業の収支を切り分けております。

村上委員

自主事業の収支が赤字になったときに、補填する財源はどこか。

本田課長

赤字とは、チケットの販売などの収入と自主事業の支出だけを見たときのマイナスかと思いますが、それ以外に施設の利用料金の収入を当てて自主事業を行なっています。

村上委員

それを全部足しても赤字になるのか。

本田課長

それを財源として、自主事業を行なえるということです。

能登部長

補足ですが、例えば平成22年度決算ですと、事業活動の収入の合計は7億6,574万6,624円です。この中で、施設管理運営受託収益は4億9,539万9千円で、施設の管理運営に使われ、そのほか自主事業は施設や駐車場の利用料金収益や、事業収益ということで予算を組んでおります。その合計が先程の7億6,574万6,624円です。今までの例で言うと、特別会計の中でマイナスの部分に充てているといえると思います。

村上委員

財団法人としての文化事業の赤字分は、利用料などで補填していくということだが、市からの委託料が一般会計から施設利用料等の赤字の方にいくと、管理運営費が赤字になる。そこを含めて委託しているのか。

本田課長

市の支出している委託料は、例えば財団職員の給料や再委託料や、施設のメンテナンス費など、館を運営していくための経費です。そこから自主事業の赤字分の補填をしているということではありません。

村上委員

事業費が赤字でなければ、利用料金などを人件費に回せるが、赤字

なので利用料やチケット代で自主事業の運営費をまかなっている。本来、利用料は館に入ってくるが、文化事業自体が特異な事業なので、そういったお金を充ててもよいこととなっているので、部屋を貸した費用やチケット代は自主事業に回っている。本来は、そういったものの利益は、人件費等に回ってくるのではないかと。

本田課長

文化振興事業団の設立時に、利用料金等は自主事業に充てることとしており、市はこれを活用して自主事業を行なってほしいという立場のもと、市民文化センターの文化事業を行なってもらっているということです。

秋田委員

パイプオルガンの最近3年間の利用回数を伺いたい。

本田課長

平成22年度は54団体で140回、21年度は55団体で144回、20年度は63団体で161回です。コンサートのほかに、パイプオルガン教室という、体験学習のようなものも継続的に開催しています。

小林委員

再委託予定業務のうち、建物総合管理業務、舞台操作運営管理業務、樹木管理業務は指名競争入札となっているが、過去に受託先が変わっ



たことはあるか。

本田課長

指名競争入札を行なっていますので、その結果、落札業者が変わることはございました。

小林委員

財団理事長は当摩市長であるが、サービスの向上をうたっており、施設設備の改善などは展示室の椅子が30席までは無料だったが50席まで無料になったり、施設の改善ということで大きな扉が自動ドアになったりと、それなりの改善はあるが、市民からの直接の要望の取り上げ方について伺いたい。

本田課長

施設の修繕は市の責任で、例えばバリアフリー等であれば皆様の意見をもとに、市の修繕計画の中に取り入れ、毎年修繕をしております。その他のサービスの要望については、市であればコミュニティ推進課に要望が来ますし、財団の窓口で直接要望があった場合は、モニタリングという指定管理の履行確認の中で報告されるので、市と財団で協議をして対応しています。

小林委員

中ホールは階段で行かなくてはならないことや、車椅子に関すること等は総合案内を通して言われたということを知っている。また、座

席表は小さく壁に貼ってあるので、来館者に対して説明するのに自分たちで拡大コピーして知らせており、そういった設備を直してほしいということも聞いているが、そういった声は聞いているか。

本田課長

特に中ホールについては、構造上車椅子で行きにくいということがあり、今後の大規模修繕ということになるかと思いますが、まだ具体的な対応ができていない状況です。その他のものについては、その都度、すぐにできるものについては財団の委託料の中に含まれている修繕費を活用してできるものもありますし、市が対応するものもありますので、協議するということになります。

荒川委員

提案委託料は5年間の委託料があり、1年目から2年目は50万円増加、その後は70万円ずつ増加しているが、どういう理由で増加しているのか。

本田課長

全体の中での増減の結果このようになっていますが、何が大きいかというと職員の人件費の昇給になるかと思います。

荒川委員

収入を見込んで支出を差し引いた残りの金額を提案委託料とするが、実際は見込みより収入金額が多かったり、支出金額が少なかった

りして、必ずしも決めた金額が必要ないということもあると思う。毎年精算はするのか。

本田課長

施設の利用料収入は自主事業の財源ということになるので、提案委託料は館の維持管理に係る費用となっています。例えば職員が退職したとしても、人件費の精算ではなく業務を遂行していただく人事配置を行なっていただくということになります。

荒川委員

毎年精算しないとすると余剰金が生じると思うが、積み立てているのか。

本田課長

緊急修繕の精算はしておりますが、それ以外は精算していません。逆に不足が生じたとしても、不足分は財団に持っていただくことになります。

荒川委員

理事者が当摩好子氏で、出資もしている。会計は熟知していると思うが、積立金や基金はあるのか。

本田課長

「文化事業積立資産」というものがあります。

荒川委員

理事長である当摩好子氏に市長である当摩好子氏が許可をするわけだが、ふさわしくないのではないか。土地開発公社も、一時期市長だったが変更した。その辺は問題ないのか。

能登部長

双方代理については、副理事長に委任されており、副理事長と市が行なうということで、法的には問題はありません。ただし、理想的には避けたほうがよいということで、平成25年4月の公益財団法人化に向けての検討課題の一つになっております。

村上委員

賃借料について、施設利用料はどこに支払っているのか。

本田課長

財団が使う場合も利用料を払うということで、会計上では自主事業で支払ったものについては利用料金収入として入ります。

村上委員

施設を借りて自主事業をやっている財団法人の施設利用料はここから払っており、財団が財団に払っているということである。その分が委託料に入っているということでよいか。

本田課長

自主事業費から出しているので、市民文化センターの利用料収益の中から出していることになります。

村上委員 利用料収入のうち3,600万円は、委託料の中から払っているという  
ことでよいか。

本田課長 委託料ではなく利用料等の収入から出したものを利用料収入に入れ  
ることになります。

村上委員 委託料の4億6,498万5,000円の積算根拠の賃借料3,60  
0万円は収入項目の中に同額入るということによいか。

本田課長 賃借料は市からの委託料の中には含まれておりません。

守谷市民経済 自主事業費と施設の管理費等に分かれており、管理費245万5,  
部次長 000円、施設管理運営費4億6,015万6,000円と修繕費の8  
00万円の合計額が4億7,061万1,000円となります。ここか  
ら指定管理委託料が4億6,498万5,000円で、ミューズにおけ  
る収入をもとに自主事業を行なっているという形でございます。

村上委員 自主文化事業費の賃借料3,600万円はどこにいったのか。

本田課長

収入項目の利用料収入の中に入ります。

村上委員

委託料の積算見積の賃借料3,600万円は、文化事業団として指定管理者制度の委託料として請求している4億6,000万円の根拠と  
いうことでよいか。

本田課長

支出項目のうち、管理費と施設管理運営費がいわゆる委託料となっており、自主文化事業費は財団が施設の利用料や駐車場使用料、事業収入などを財源にして事業を行なっているものです。施設の委託料からの支出ではないということです。

村上委員

自主文化事業費の小計と、収入見積額の小計が、それぞれ自主事業の歳入・歳出ということによいか。

本田課長

そのとおりです。

岡田委員

広告宣伝費について、市外に140万部チラシを配布しているということだったが、市の施設で市外に広告費を200分の140もかけるのはいかがか、見解を伺いたい。

本田課長

確かに市の施設ですが、やはり文化振興事業ということで継続して大きな事業をやっていくという意味では、市外の人たちにも来ていただくことが必要と考えております。

**【質疑終結】**

**【意見】**

岡田委員

文化振興事業団が継続して指定管理をしておりますが、自主事業の実施による赤字、市民団体の休日予約日数の減などにつながっているという指摘があります。また、下請業者に対する苦情も聞いております。しかしながら、今回非公募による1社だけの応募のため、現在の指定管理が適正かどうかの判断に迷います。公募にしたら、より市民に質の高い文化事業を実施できる団体が出てくるかもしれませんし、1億円近い赤字を出さずにより安価で市の負担を少なく、周囲に喜ばれる事業や団体が出てくるとも考えます。文化振興事業団の理事長は市長ですから、より市民の声を反映し、適切な管理運営・自主事業の精査に努めていただくよう求めます。文化団体連合会からは、秋の文化祭も自主事業が優先的に押さえているため、文化祭ができないなどという苦情が来ております。5年間という長期にわたりますので、毎年しっかりチェックをしていただくよう求め、賛成いたします。

議案第71号「所沢市民文化センターの指定管理者の指定について」、質疑を通し、指定管理者の選定というより、文化振興財団を存続させることを前提としてこれまで非公募で選定が行なわれており、指定管理者の本来の目的である市民サービスの向上と行政コストの削減という目的から疑問が残ります。したがって、今後は公共施設管理公社を含め、市が大きく関わっている団体について、その存続の必要性を市民の観点から見直すことを求めます。また、市民のサービスの向上と行政改革を目的に委託料や自主事業の見直しなど、第三者の意見を元にモニタリングを行ない、次回の選定まで企画経営及びサービスの上で公募に耐えうるようにこの5年間日々検査を求めつつ、賛成といたします。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第71号については、全会一致、可決すべきものと決する。



議案第72号 ラーク所沢の指定管理者の指定について

【補足説明】 なし

【質 疑】

小林委員                    ラーク所沢は公共施設予約システムに入っていない。今後、導入する予定はあるか。

植村商工労政                平成25年度を目途に新しい予約システムを構築する予定でござい  
課長                            ますので、次回には導入できるかと思っております。

小林委員                    今は条例上でも物品販売は禁止になっているかと思うが、販売できるよう条例改正する予定はあるのか。

植村課長                    現在も特別な場合においては、物販擬似行為を許可しております。

小林委員                    この5年間は、物品販売はさせないということか。

植村課長                    物販の中身を精査して協議していきたいと思っております。

荒川委員                    参考資料の208、209、210ページで、共同事業体が、「一  
定以上に上げた収益に関しては市民に還元することを考えている。」、

「市が負担する指定管理料は現状よりも削減できると考えている。」、  
「仮に思ったとおり収益が上がらなくても、その分私どもの企業体力  
や今まで蓄積した基金などで5年間誠実に運営していくことを約束す  
る。」、「ラーク所沢の収益の半分を所沢市に歳入としてお戻しする。」  
と発言している。武蔵村山市の事例を挙げながら、可能であるならば  
という条件付きで発言している。このようなこともやってみようと思  
っているのか。

植村課長

開館時間の延長等も提案されていますが、条例改正や近隣住民への  
説明会など必要ですので、提案をそのまま承認するというものではな  
く、協議していきたいと思っております。

荒川委員

これも委託料が提案されているが、毎年、精算するということはし  
ないのか。

植村課長

修繕料189万円は毎年精算しますが、それ以外のところにつきま  
しては、指定管理者の努力もごさいますし、利益が出ない場合もござ  
いますので、精算等はいたしません。

荒川委員

精算しなくても、共同事業体の毎年度の決算は当然把握するのか。

植村課長 毎年度、事業報告書や決算報告を提出していただきます。

荒川委員 剰余金が出たという決算であっても、それは精算の対象にはしない  
ということか。

植村課長 毎年度利益が出た場合には、先程半分還元するという話もありまし  
たが、老朽化した施設でございますので、修繕に当てていただいたり、  
備品を補充していただいたりということが可能かと思っております。

荒川委員 この余ったお金を本社に戻すことがあった場合は、それもよしとす  
るのか。

植村課長 そこは決算等確認しますが、企業内のことですので、そこまでは言  
及しないと思います。

荒川委員 そういうこともありうるのか。

守谷市民経済 指定管理者制度の基本から申し上げまして、受託者、指定管理者の  
部次長 努力、あるいはモチベーションを上げるという意味を含めれば、一切

の利益を出してはいけないという考え方は全くございませんから、利益が生じた場合は、会社、団体のものになるという考えで精算等はしないというのが基本かと考えます。

**【質疑終結】**

**【意見】** なし

**【採決】**

議案第72号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第73号 新所沢駅東口第1自転車駐車場等の指定管理者の指定について

議案第74号 所沢駅東口第1自転車駐車場等の指定管理者の指定について

議案第75号 小手指駅北口第1自転車駐車場等の指定管理者の指定について

議案第76号 公園通り線自転車駐車場等の指定管理者の指定について

議案第77号 新所沢駅西口第3自転車駐車場の指定管理者の指定について

末吉委員長

ここでお諮りいたします。議案第73号「新所沢駅東口第1自転車駐車場等の指定管理者の指定について」、議案第74号「所沢駅東口第1自転車駐車場等の指定管理者の指定について」、議案第75号「小手指駅北口第1自転車駐車場等の指定管理者の指定について」、議案第76号「公園通り線自転車駐車場等の指定管理者の指定について」及び議案第77号「新所沢駅西口第3自転車駐車場の指定管理者の指定について」は、関連しておりますので、一括議題としてよろしいでしょうか。（委員了承）

【補足説明】 なし

【質 疑】

荒川委員 指定の申請に加わった業者が、全部仕事を取っている。これは入札であれば談合ということもあるが、市が関わっている委員会で点数を付けたことによって、全部の会社が取れるようになっているというのは、偶然にしてはあまりにも出来すぎていると思うがどうか。

能登部長 取れていない団体もございます。

荒川委員 それはどこか。

越阪部交通安 日本環境マネジメント(株)は、今回は指定管理者にはなれませんでした。  
全課長

守谷次長 4社が4区分に申請し、うまく割り振られたという形でしたらそのように考えられるかもしれませんが、それぞれのグループ単位で申請団体が異なりますことから、疑念を持たれるようなことは一切ございません。

荒川委員 議案第75号について、これは誰が見ても丸投げ的な再委託をしていて、その中の整理員の人件費が、埼玉県最低賃金750円である。営利を目的とする企業が全く儲けなしで再委託を受注することは考え

られない。前回は付帯意見があったが、この間、付帯意見をモニタリングしたのか。間違いなく最低賃金以上は確保されているといえるのか。

越阪部課長

モニタリングは、4半期ごとに実施しております。

荒川委員

最低賃金以上は確保されていると確認はできたのか。

越阪部課長

確認しております。

荒川委員

本社の書類上の話ではなくて、現実に働いている人からのやりとりでも確認できているか。

越阪部課長

現場でも確認はしております。

小林委員

(社)所沢市シルバー人材センターが単価にすると877円、(財)自転車駐車場整備センターが単価750円と大きな開きがある。(株)パルコスペースシステムズも(社)所沢市シルバー人材センターに丸投げで800円になるが、差が出てくるのはおかしいのではないかと思う。市として整理員の単価をしっかりと押さえて委託する必要がある。

るかと思うが、そのへんについてどのような議論をしてきたのか。

越阪部課長

(社)所沢市シルバー人材センターが直接実施するところに関しては、その整理員の方が場内の清掃、剪定、ゴミの処理等全部行なっております。それに比べて、パルコ等につきましては、場内での整理だけと業務の比重が若干違っております。

小林委員

パルコの地下の駐輪場はかつて無料だったが、いつ頃からか市営駐輪場ということになり、一時預かり100円になった。この会議録等を見ると、パルコ側が発言している中で、「駐輪を取り巻く現状として違法駐輪がなかなか無くならない部分があり、歩行者に支障をきたすこともあるが引き続き自転車駐車場利用に関する促進に努め、当社としても利益追求だけではなく、社会的貢献として責務を果たしていきたいと考えている。」といているが、実際のところ、新所沢駅西口の西友とパルコの周辺は、放置自転車が多い場所といえる。撤去が高額になったので、ロッセリアの方、西武ショッピングプラザとの間のところのパルコの犬走りに、みんな自転車を停めている。この社会的な責任、貢献ということで考えるのであれば、駐輪場を市営ではなく無料にして、そちらの方に置くようにしてもいいのではないかと思う。そういう議論はしないのか。



越阪部課長

パルコに来たお客さま用の駐車場は確保しているところですが、パルコに隣接したところにある自動車の駐車場を自転車駐車場に改造して、サービスの向上を図っていくということで現在計画を進めております。

小林委員

市民の利便性を考えたら、平地ではなく地下に入らなければならぬのは大変だが、パルコの地下食品売り場で買い物をする人は多いので、重い物を運ぶのにも近くてそれなりに利便性もいいといえる。かつては無料だったので、パルコの側としてみたら、市営駐車場ということで受託して委託料が入るということで、その方が儲かるが、市民の利便性から考えたら元に戻すのが必要ではないかと思う。

越阪部課長

今度のパルコの指定管理は、委託料をこちらから払うのではなく、固定納付金を無しにするということになりました。買い物客用を除くといっておりますが、パルコはパルコの買い物客用の駐車場と勘違いされる方もいるものですから、市としましても市営自転車駐車場と表示はありますが、さらに改善して周知を図っていくつもりです。

岡田委員

会社が変わっても現在の従業員は基本的に変わらないという考えで

よいか。

越阪部課長

基本的には、現在の雇用は継続していく考えであると指定管理者の方はおっしゃってありました。ただ、仮に60歳以下の方がおりますと(社)所沢市シルバー人材センターは、60歳以上ということになっておりますので、その場合には(社)所沢市シルバー人材センターの理事会で協議をして、諮らせていただくとおっしゃってありました。各指定管理者とも、継続して雇用していた方が慣れている部分がありますので、その方がいいという考えでございます。

岡田委員

1社だけ突出して報酬が低いところがあるが、金額は変わっていないのか。

越阪部課長

それについては、付帯意見の中でも最低賃金を下回らないようにということと、こちらでもモニタリングの中で確認して指導していきます。

岡田委員

前回と金額は同じか。この会社は今までも最低賃金だったのか。

越阪部課長

今までもそうでした。

荒川委員 財団法人自転車駐車場整備センターは、前回は整理員の業務委託があったのか。

越阪部課長 はい、ございました。

荒川委員 受注する会社が現場で働く人達を直接雇うならともかく、それを丸ごと委託してしまうというのは、この会社だけではないかと思う。今回、パルコもあるがパルコは会社の中の施設なのでありうることである。どこの会社も他はみな自分達で雇うわけであり、整理員を丸ごと再委託してしまうのは異質だと思う。

越阪部課長 管理人等は、整備センターの方で直接やっております。

荒川委員 直接自社で雇えば、もう少し賃金は高くなるのではないかと思う。これは異質な会社ではないか。

越阪部課長 管理人、現金を収納・管理する職員は、直営でやっております。そのへんは、確認しておりますので大丈夫かと思えます。

村上委員

指定管理者として選定する場合の基本的な考え方として、国の方でも問題になっている天下り先を、今後、指定管理の業者からはずしていこうという考えはあるか。

守谷次長

現段階では、内容の方は見させていただきますが、そうした団体を一律にはずすという考えはございません。

**【質疑終結】**

休 憩 午後 2 時 5 3 分

再 開 午後 3 時 1 0 分

**【意 見】**

小林委員

議案第 7 5 号について、日本共産党市議団を代表して反対の意見を申し上げます。財団法人自転車駐車場整備センターが受託ということですが、自転車整理員の時給が（社）所沢市シルバー人材センターの時給 8 7 7 円と比較し 1 2 7 円もの開きがあり、県の最低賃金を下回らないようにという付帯意見が過去 2 回出されてきました。整理員業務の受託予定のサイカパーキング(株)は、市内事業者ではなく現場の整理員をさらに委託して確保することも考えられます。よって、議案第 7 5 号に反対します。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第73号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第74号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第75号については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

議案第76号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第77号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第55号 平成23年度所沢市一般会計補正予算(第3号)

(市民経済部所管部分)

【補足説明】 なし

【質 疑】

村上委員

この調査、アンケートは今回は県の支出金補助金を使って行なうが、次回は市の一般会計の予算の中で実施をしていくということか。

越阪部交通安  
全課長

今回は県の基金として実施しましたが、もし仮に次回行なう場合には、市の職員の直営でやるようになるかと思います。

村上委員

こういう調査が必要だから予算をとって行なうというのであれば、次も必ず実施しなければいけないが、今回たまたま予算があったから実施するという類の議案ということでもいいか。

能登部長

基本的に5年間隔で路線等の検討をしています。前回も、その前後に乗降量調査をやっております。今後の改定、ところバスの検討をする際には、このような調査は必要かと考えています。

岡田委員

次回の改定が平成26年9月ということだが、今年度末には結果が出るわけなので、小改定くらいはできないか。

越阪部課長

今回、乗降量調査とアンケートを実施しますが、それを分析しどのような意見が出てくるか現状でははっきりしませんので、結果を見て改定の時期を検討していきたいと思っております。現在のところは、一部の改定であってもどうなるか明言できません。

岡田委員

ところざわまつり、市民フェスティバル、航空発祥100周年イベントに手伝いに行くということだが、地域のお祭り、盆踊り、餅つき、町内会行事等に手伝いに行くことはできないか。

植村商工労政  
課長

観光担当職員の補助事業で、それ以外に今年は航空100周年の関係の様々な行事や埼玉県B級グルメ等のイベントがございます。地域のお祭りを直接手伝いに行くというものではないので、ご了解いただきたいと思えます。

**【質疑終結】**

**【意見・採決保留】**

休 憩 午後3時18分

(説明員交代)

再 開 午後3時21分

議案第55号 平成23年度所沢市一般会計補正予算(第3号)

(当委員会所管部分)

【意見】 なし

【採決】

議案第55号当委員会所管部分については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休憩 午後3時22分

(説明員退室)

再開 午後3時22分



請願第6号 所沢市若松町のバッティングセンターの打球音による騒音の改善指導を求める請願について

末吉委員長

お諮りいたします。請願第6号「所沢市若松町のバッティングセンターの打球音による騒音の改善指導を求める請願について」については、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、参考人として所沢ハイコーポ管理組合理事長 桑原健一朗氏、(株)ヒーローズ 取締役ゼネラルマネージャー 森宝生氏の出席を求め、意見を伺いたいと思うが、これにご異議ないか。(異議なし)

末吉委員長

審査日は委員会審査予備日である、本年9月13日午前9時でよろしいか。

(委員了承)

散 会 午後3時25分